

添付法令資料 3 :

創作物及び隣接権プロダクトの登録に関する 2020 年 2 月 26 日付  
インドネシア共和国政令 No.16 (目次)  
同月 28 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条及び第 2 条)
- 第 2 章 要件
  - 第 1 節 通則 (第 3 条ないし第 5 条)
  - 第 2 節 創作物及び隣接権プロダクトの登録申請 (第 6 条)
  - 第 3 節 創作物及び隣接権プロダクトの登録に対する権利移転登録申請 (第 7 条及び第 8 条)
  - 第 4 節 創作者、著作権者及び隣接権保有者の名義及び住所の変更登録申請 (第 9 条ないし第 12 条)
  - 第 5 節 創作物及び隣接権プロダクトの登録申請の取下げ (第 13 条ないし第 15 条)
  - 第 6 節 創作物及び隣接権プロダクトの登録抹消申請 (第 16 条及び第 17 条)
  - 第 7 節 創作物及び隣接権プロダクトの公式抄本の申請 (第 18 条)
- 第 3 章 申請手続
  - 第 1 節 申請書の提出 (第 19 条)
  - 第 2 節 審査 (第 20 条ないし第 23 条)
  - 第 3 節 公表 (第 24 条)
- 第 4 章 経過規定 (第 25 条)
- 第 5 章 終則 (第 26 条)